

事 務 連 絡
平成23年4月27日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局振興課

応急仮設住宅地域における高齢者等のサポート拠点等の設置について

東日本大震災により被災した方等への必要な介護保険サービス等の確保について、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

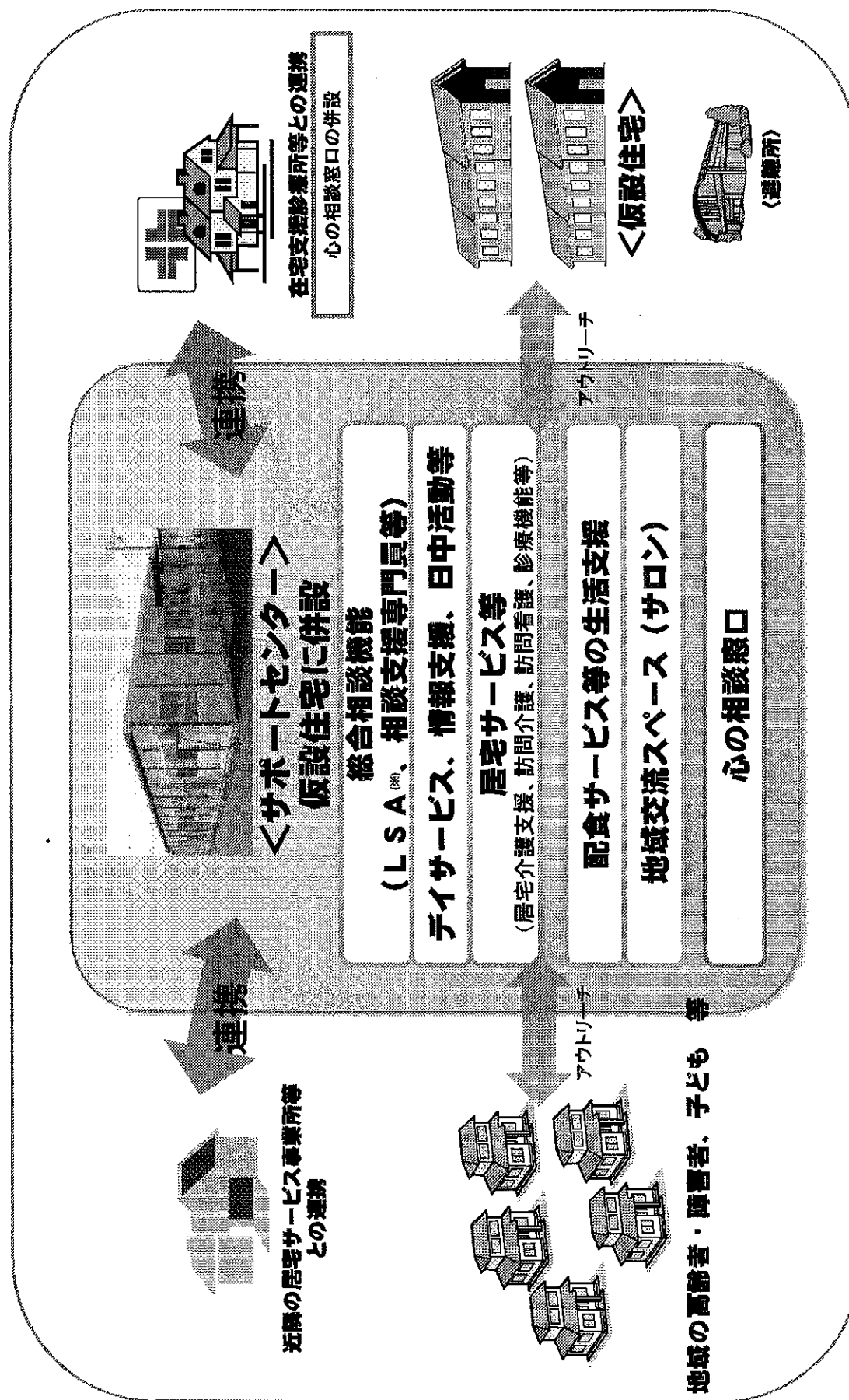
さて、東日本大震災の被災地において応急仮設住宅の建設・入居が始まっているところですが、応急仮設住宅における要介護高齢者等の安心した日常生活を支えるためには、応急仮設住宅地域に、高齢者等に対する総合相談、デイサービスや生活支援サービスを提供するため、以下のような機能を有するサポート拠点等を設置することが有効と考えられます。

これを踏まえ、国においては、当該サポート拠点等の設置・運営に必要となる財政的支援として、平成23年度第一次補正予算（案）において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）を積み増し、当該基金を活用した対応を検討しております。

つきましては、別紙の通り、当該サポート拠点の設置・運営イメージ等を送付いたしますので、当該基金の積み増し対象となる被災地各県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県）におかれましては、サポート拠点の設置・運営にあたりご参照下さい。また、対象外の都道府県におかれましても、当該取組みについてご了知いただき、被災地に対する所要のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、関連して、被災地各県に対し、「応急仮設住宅地域における高齢者等のサポート拠点等の設置について」（平成23年4月19日付事務連絡）を発出しておりますので添付いたします。

仮設住宅等における介護等のサポート拠点について(イメージ)



※ LSA：ライフサポートアドバイザー＝住民からの様々な相談を受け止め、軽微な生活援助のほか、専門相談や具体的なサービス、心のケア等につなぐなどの業務を行う者

介護等のサポート拠点の参考例

○ 仮設住宅の規模等に応じて、サービス内容の選択・組み合わせが可能

[事例1] 小規模サポート拠点(50㎡程度)
事務室(LSA等) + 総合相談 + 地域交流サロン

[事例2] 中規模サポート拠点(100㎡程度)
事務室(LSA等) + 総合相談 + 地域交流サロン

[事例3] 総合的複合拠点(300㎡程度)
事務室(LSA等) + 総合相談 + 地域交流サロン + デイサービス

総合相談 ・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等) の拠点 ・地域交流サロン	総合相談 ・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等) の拠点 ・地域交流サロン	総合相談 ・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等) の拠点 ・デイサービス(食事・入浴) ・地域交流サロン ・障害者の日中活動の場
事務室、相談室、集会室、トイレ、給湯室	事務室、相談室、集会室、トイレ、調理機器(簡易)	事務室、相談室、デイサービス集会室、トイレ(男女別)、浴室、厨房設備
相談職員(LSA等) 1名 事務員 1名	相談職員(LSA等) 1名 介護職員 2名 事務員 1名	介護・看護職員 3名(デイ) 相談職員(LSA、相談支援専門員等) 1名 調理員 2名・事務員 1名

地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成23年度第一次補正予算(案) 7,020,870千円

東日本大震災による被災者の生活支援や復興支援を目的として、被災都道府県に対する介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の積み増しを行う。

〔積み増しの対象となる県〕 東日本大震災による災害救助法の適用を受けた市町村を有する都道府県

（内訳）青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県

【事業内容（例）】

1 避難所や仮設住宅における専門職種による相談・生活支援等

（例）

- ・ 避難所等（仮設住宅、在宅を含む）の要介護高齢者、障害児等に対する介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者によるニーズの把握等の必要な情報収集
- ・ 避難所等の障害児者に対する精神保健福祉士、職業指導員や、児童指導員、手話通訳者等の専門職種の者による生活支援や情報支援
- ・ 避難所等において特段の配慮を要する高齢者（認知症高齢者や重度の要介護者等）に対する専門医や介護福祉士等の専門職種の者による相談・援助
- ・ 心の健康を保持するための臨床心理士等による相談活動
- ・ 避難所等から緊急避難的に要介護者をショートステイ等に受け入れる事業
- ・ 被災者を緊急避難的に受け入れ、家賃等の利用者負担の軽減を行う認知症・障害者グループホーム、ケアホームに対する支援を行う事業
- ・ 学校等関係団体との連絡調整
- ・ その他介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者等による被災地における支援に資する事業

【主な対象経費】事業費（専門職種の者に係る人件費、旅費、備品購入費等）等

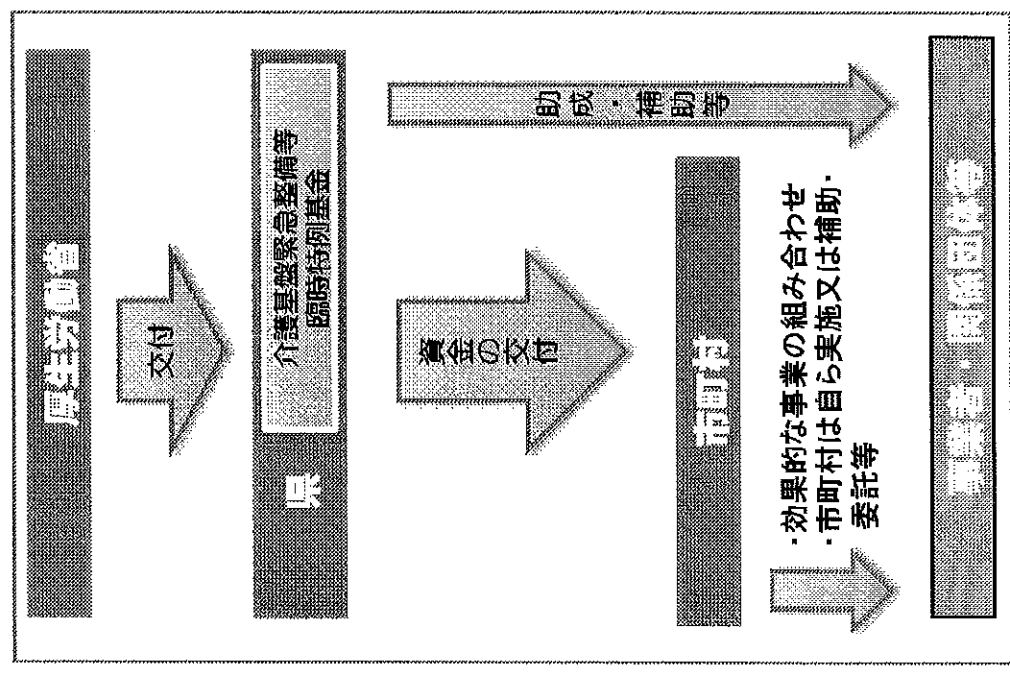
2 仮設住宅等の被災地における介護・福祉サービスの拠点づくり等

（例）

- ・ 仮設住宅等の被災地において、高齢者、障害者等をはじめとした被災者同士または被災者と支援者のコミュニケーションの構築を行う拠点を整備する事業
- ・ 仮設住宅の公共スペース等の活用により、要介護高齢者等に対する総合相談、デイサービス、訪問介護や訪問看護、生活支援、アウトリーチによる相談等を包括的に提供するサポート拠点を整備を推進する事業 等

【主な対象経費】拠点整備に係る経費（改修費、初度設備購入費等）等

＜参考＞事業実施までの流れ



【 別 添 】

事 務 連 絡

平成23年4月19日

〇〇県高齢者保健福祉主管部（局）御中

（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県）

厚生労働省老健局総 務 課

高齢者支援課

振 興 課

老人保健課

応急仮設住宅地域における高齢者等のサポート拠点等の設置について

東日本大震災により被災した方等への必要な介護保険サービス等の確保については、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災の被災地において応急仮設住宅の建設・入居が始まっているところですが、応急仮設住宅における要介護高齢者等の安心した日常生活を支えるためには、応急仮設住宅地域に、高齢者等に対する総合相談、デイサービスや生活支援サービスを提供するため、以下のような機能を有するサポート拠点等を設置することが有効と考えられます。

このような観点から、貴県における応急仮設住宅の建設計画の策定に当たっては、このようなサポート拠点等を積極的に整備されるよう、建設部局と連携し、必要な対応をお願いいたします。

国においても、このようなサポート拠点等の設置・運営に必要となる財政的支援を検討しているところです。

また、本件については、国土交通省住宅局とも情報共有していることを申し添えます。

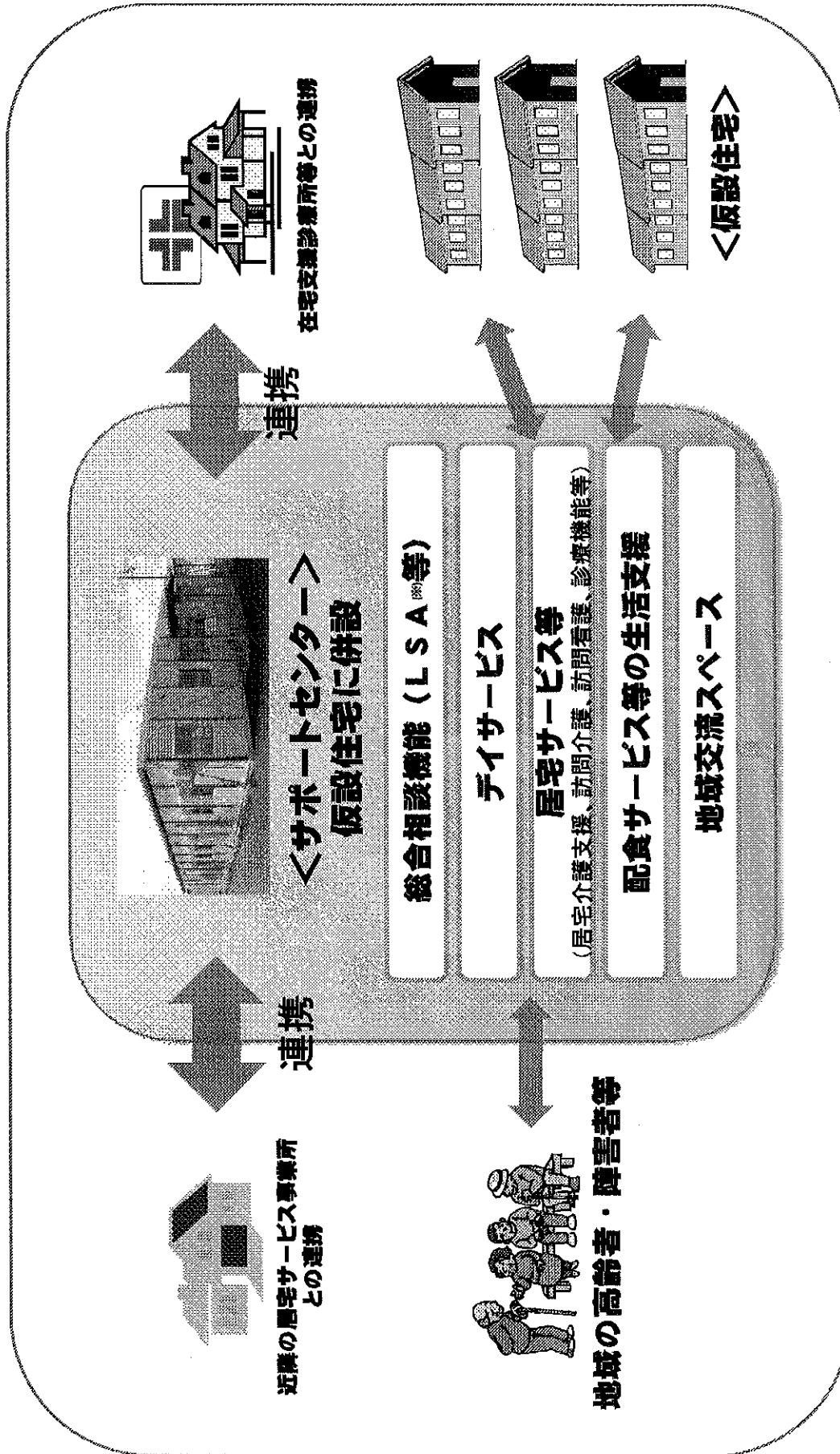
なお、別紙のとおり、新潟県中越地震の際に応急仮設住宅地域に設置されたサポートセンター等の概要を添付しますので、参考としてください。

【高齢者等のサポート拠点に必要と考えられる機能（例）】

- ・総合相談機能（ライフサポートアドバイザー（L S A）の配置等）
- ・デイサービス
- ・居宅サービス等（居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、診療機能等）
- ・配食サービス等の生活支援サービス・ボランティア等の活動拠点
- ・高齢者、障害者や子ども達が集う地域交流スペース

- 別紙1 仮設住宅に付設する介護等のサポート拠点について（イメージ）
- 別紙2 新潟県中越地震に係る応急仮設住宅地におけるデイサービスセンターについて
- 別紙3 グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）（例）

仮設住宅に付設する介護等のサポート拠点について(イメージ)



※ LSA: ライフサポートアドバイザー＝住民からの様々な相談を受け止め、軽微な生活援助のほか、専門相談や具体的なサービス、心のケア等につなぐなどの業務を行う者

別紙 2

新潟県中越地震に係る応急仮設住宅地におけるデイサービスセンターについて

1. 概要

長岡市の長岡駅近くの仮設住宅地において、被災した高齢者等の生活を支援するため介護保険サービスを始めとするサービスの拠点を整備

2. サービスセンターの内容

《名称》サポートセンター千歳

《内容》仮設住宅（459戸）の集会所として設置

《面積》300㎡

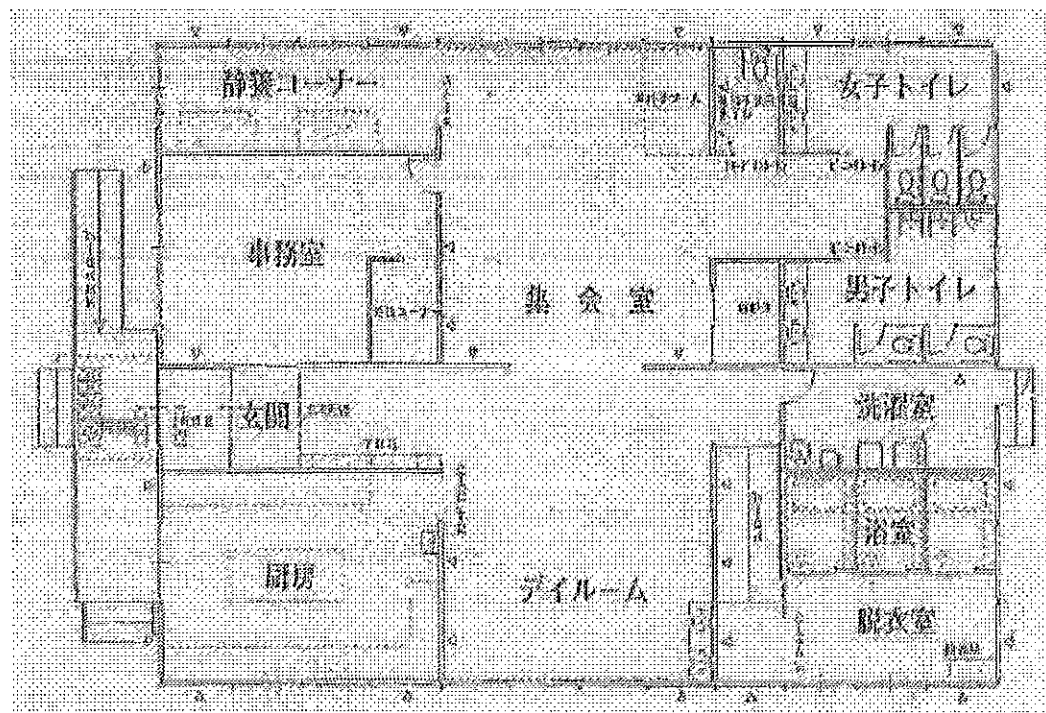
《機能》集会室、トイレ、デイルーム、洗濯室、浴室、厨房等

※浴室、厨房は災害救助法の応急仮設住宅の集会場の機能としては対象外

《運営》社会福祉法人長岡福祉会に委託

《サービスの内容》通所介護、訪問介護・看護、配食サービス、生活相談、地域交流

図：サポートセンター千歳平面図



別紙 3

グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）について

○ ニーズに応じた仮設住宅の整備

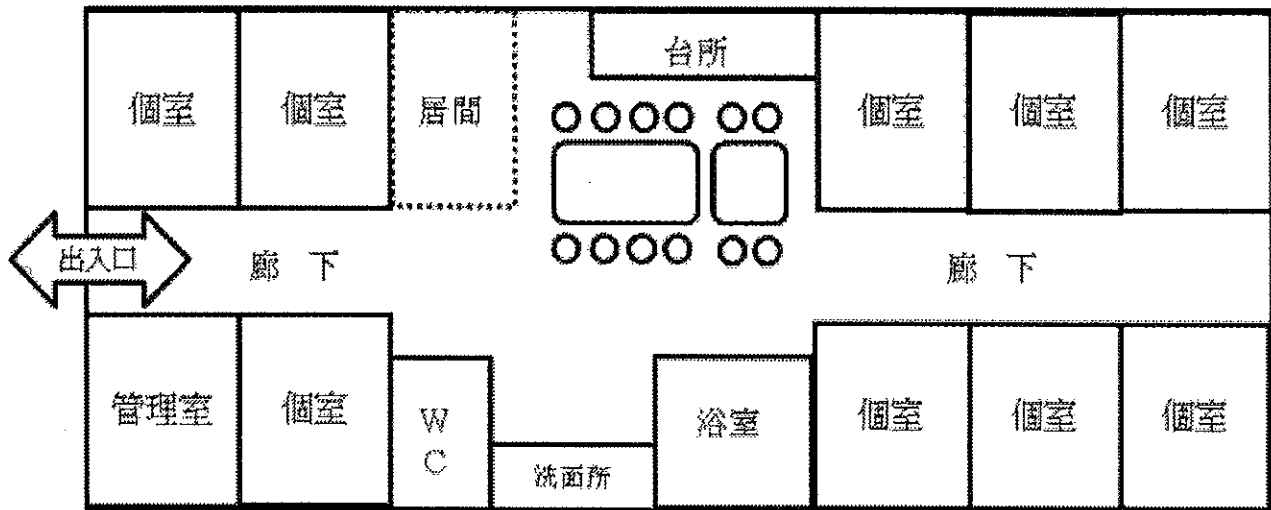
応急仮設住宅の整備にあたっては、仮設住宅群において高齢者や障害者に配慮した仕様など、ニーズに応じた応急仮設住宅（福祉仮設住宅）の整備に考慮。

○ 住宅の概要（設備のイメージ）

- ・ 1 階建て
- ・ 1 棟あたり、和室又は洋室（4.5 畳～）で 9 室
- ・ 浴室、台所、共同生活スペース（居間、食堂など）、管理室

※ IH クッキングヒーターや暖房設備など防災に関する配慮が必要。

図：福祉仮設住宅のイメージ



* グループホーム型の福祉仮設住宅において、これまでのサービスを継続して提供できている場合は介護報酬を請求することが可能。

* 継続したサービスの提供にあたっては、これまでかかわってきた介護職員による介護サービスの提供に考慮。